

MR3期・4期終了まであと4ヶ月!!

MR (麻しん風しん) 混合ワクチンについてのお知らせです!

MR3期(中学1年生対象)と4期(高校3年生対象)は平成20年度から5年間に限り、定期予防接種として実施しています。そのため、平成24年度で公費負担(自己負担が無料)での予防接種は終了となり、来年度以降は自費(約1万円)での接種となります。

麻しん風しんの2回接種制度が平成18年4月より導入されたことに伴い、過去に麻しん風しんの予防接種を1回しか受ける機会がなかった年代に補足的に実施しているものです。

まだ受けていない対象年齢の方は、ぜひこの機会に予防接種を受けましょう!!

ご注意!

次の方は、改めて予防接種を受ける必要はありません。母子手帳の予防接種履歴を必ずご確認ください。

- 過去に麻しんワクチン、風しんワクチンをそれぞれ1回ずつ接種し、MRワクチンも1回接種している方。
- 過去にMRワクチンを2回接種している方。

【MR3期・4期予防接種】

- ★対象年齢 3期(中学1年生):平成11年4月2日~平成12年4月1日生まれ
4期(高校3年生):平成6年4月2日~平成7年4月1日生まれ
- ★実施場所 対象者に以前送付した、医療機関一覧表をご参照ください。
- ★実施方法 各自で医療機関に予約してください。予診票は、以前送付したものを使用できます。
- ★接種期間 平成25年3月31日まで
- ★必要なもの 母子手帳・予診票

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311

12月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
12/6	木	2歳児歯科健診	H22.6.3生まれ~H22.9.2生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30~15:00
12/9	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00~
12/12	水	ベビースクールⅠ	H24.6.7生まれ~H24.8.1生まれ	中央公民館	調理室・和室	13:30~
12/13	木	1歳半健診	H23.4.8生まれ~H23.5.7生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30~14:15
12/16	日	住民健診	未受診者	社会福祉センター	大広間	8:00~10:00
12/17	月	BCG	3ヶ月~6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30~16:00
12/19	水	ベビースクールⅡ	H24.6.7生まれ~H24.8.1生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30~
12/20	木	3歳児健診	H21.7.19生まれ~H21.8.13生まれ	社会福祉センター	全館	13:30~14:15
12/27	木	ベビースクールⅢ	H24.6.7生まれ~H24.8.1生まれ	坂田児童館	プレイルーム	10:00~
1/10	木	3歳児健診	H21.8.14生まれ~H21.9.12生まれ	社会福祉センター	全館	13:30~14:15
1/13	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00~

あなたは健康ですか…? 「はい」と答えたあなた!

12月16日(日)の特定健診で確認してみませんか?

今年度最後の
集団健診のご案内です

なぜ、健診を受けないといけないの? 身体の調子も悪くないし、今まで病院に行ったこともないくらい元気なのに… それに忙しくて行く時間もない。



特定健診って、スゴイんです!

- ① 自覚症状がない動脈硬化や生活習慣病を早期発見、重症化を防ぐことができます!
⇒「何ともしないから…」というあなた、何かあった時にはすでに手遅れですよ! 血管は痛みを感じません。
- ② 非常に経済的! 国保加入者で40~74歳の特定健診(身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・尿検査)は無料です!!
⇒生活習慣病を放っておいて心筋梗塞! 手術代はいくらでしょう? 約400万円です。
- ③ 特定健診を受けて異常がなかった方は、胸を張って「私は健康です」と言えます!
⇒特定健診を受ける前に「健康だから」と言っていないですか? 本当ですか? 身体の声、聞こえていますか?
- ④ 10年後に叶えたい夢ってなんですか? 叶えるためには健康であることが必要です!
⇒何ごとも健康あってこそです。健康はあなたの人生を幸せにする財産です。そのための特定健診です。

集団健診の日程

以下の日程の健診では、特定健診、長寿健診、胃・肺・大腸がん検診が受けられます。

月日	対象	実施場所
12月16日(日)	健診を受けていない方	西原町社会福祉センター

健診当日の受付時間【午前8:00~10:00】

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

保険証と受診券を
忘れずに。



平成25年度の保育所保育料より 寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します!

- ① 寡婦(夫)控除とは?
寡婦(夫)控除は、離婚や死別によりひとり親世帯になった方が受けられる税金の控除のことです。
- ② 寡婦(夫)控除のみなし適用とは?
寡婦(夫)控除は婚姻していたことが条件となるため、同じ「ひとり親世帯」でも未婚の場合は控除が受けられない方がおり、不公平であると考えています。保育料は「所得税額」又は「住民税の課税状況」により算定しますが、西原町では平成25年4月1日より「未婚でひとり親となった方(税法上の寡婦控除の対象外の方)」に対しても寡婦(夫)控除のみなし適用し、保育料を算定することとします。
- ③ 寡婦(夫)控除のみなし適用の対象者
「未婚でひとり親となった方」のうち、保育料が発生(3階層以上)している方。
※1階層又は2-1階層の方は既に保育料が免除されているため対象外となります。
※対象者となるかどうかについては税法に基づいて確認します。(年度の12月31日現在の状況で確認します)
- ④ 寡婦(夫)控除のみなし適用の手続きの流れ
ステップ1: 平成25年度の保育料決定後、ご自身が保育料減免猶予申請書により福祉部福祉課に申請します。
ステップ2: 福祉部福祉課で審査し、結果を通知します。
※平成25年度の保育料算定より実施します。対象者は平成25年度保育料決定後に申請を行ってください。
※のみなし適用を行っても保育料が減免されない場合があります。
※対象となる保育所保育料は町立保育所及び私立認可園の保育料となります。

【お問い合わせ】 福祉部福祉課保育所係 ☎945-5311